

## 体が不自由な方へ 郵便等投票・代理記載制度をご利用ください

### 郵便等投票制度

郵便等投票は重度の障害等がある方が郵便等で投票できる制度です。対象となる方は表1のとおりです。また市ホームページにも詳細を掲載しています。

表1 郵便等投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	部位の等級が1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	部位の等級が1級か3級
	免疫機能、肝臓	部位の等級が1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
	介護保険の被保険者証	要介護状態区分

### 代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、表2に該当し、みずから投票の記載をすることができない方は、あらかじめ市選挙管理委員会へ届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をしてもらうことができます。

表2 代理記載投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度	
身体障害者手帳	上肢、視覚	部位の等級が1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症



郵便等で投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けるなど、事務手続きに時間がかかります。この制度の対象と思われる方で、新たに郵便等での投票を希望する方は、至急、市選挙管理委員会へご連絡ください。

## 選挙人名簿登録地以外に滞在している方の不在者投票

仕事や旅行で選挙人名簿登録地以外に滞在する方は、滞在している市区町村の選挙管理委員会ですら投票ができます。

### 不在者投票の手続き

#### ①「不在者投票請求書兼宣誓書」の記載および送付

市ホームページから「不在者投票請求書兼宣誓書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、電子メール✉sec8010@city.ome.lg.jpもしくは郵送で青梅市選挙管理委員会へ

#### ②滞在する市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

青梅市選挙管理委員会が送付した投票用紙等を、投票日の前日までに滞在する選挙管理委員会へ持参し、不在者投票を行ってください。記載済みの投票用紙等は滞在する市区町村の選挙管理委員会から青梅市選挙管理委員会へ送付されます。※不在者投票が行える期間は告示日の翌日から選挙期日（投票日）の前日までです。滞在する市区町村の選挙管理委員会から青梅市選挙管理委員会への送付に日数がかかるため、早めに投票を行ってください。



## 新型コロナウイルス感染症で療養中の場合は

新型コロナウイルス感染症により、宿泊、自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は特例郵便等投票ができます。

詳しくは市ホームページからご確認ください。

## 選挙当日は指定の投票所で投票を

あなたが投票する投票所は入場整理券に記載されていますので、ご確認のうえお出かけください。

また、市ホームページでは投票区の範囲および投票所の場所を掲載していますので詳しくはご確認ください。



### 開票は午後9時から住友金属鉦山アリーナ青梅（総合体育館）で行います

青梅市の投・開票状況は市ホームページ（2次元コード）で速報！

★投票速報  
午前8時～午後8時の1時間ごと

★開票速報  
午後9時30分～30分ごとに確定まで



### クレジットカードで市税等が納められます

問 収納課収納管理係



令和5年4月3日（月）以降に納期を迎える市税等に対応します。詳細はクレジットカード納付サイト（4月3日（月）の午前11時から開設）を確認ください。

取扱開始日時 4月3日（月）午前11時

対象税目等 市都民税・固定資産税（土地・家屋）・都市計画税・軽自動車税（種別割）・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

### 令和5年度の国民年金保険料と年金受給額

問 青梅年金事務所 ☎30-3410、市保険年金課国民年金係



国民年金保険料は毎年度改定され、令和5年度の保険料は月額16,520円です。納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。国民年金保険料の納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード払い、PayPayなどの電子決済です。まとめて前払いをすると割引があります。また、年金受給額についても毎年度改定が行われ、令和5年度年金受給額は通常6月振込分から適用されます。